

平成 23 年1月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス
 代表者名 取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司
 (コード番号 8308 東証・大証 各一部)

発行新株式数並びに減少する資本金の額及び資本準備金の額の確定について

平成 23 年1月7日開催の取締役会において決議いたしました公募等による新株式発行並びに株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による「その他資本剰余金」への振り替えに関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数並びに減少する資本金の額及び資本準備金の額が下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 106,000,000 株

2. 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少

(1) 減少すべき資本金の額	260,586,420,000 円
(2) 減少すべき資本準備金の額	260,586,420,000 円

<ご参考>

1. 公募等による新株式発行の募集株式数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 1,237,000,000 株

- ①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
652,000,000 株
- ②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
479,000,000 株
- ③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式
106,000,000 株

ご注意:この文書は、当社の公募等による新株式発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る発行新株式数並びに減少する資本金の額及び資本準備金の額の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 今回の公募等による普通株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	1,214,957,691株
(平成23年1月27日現在)	丙種第一回優先株式	12,000,000株
	己種第一回優先株式	8,000,000株
	第1種第一回優先株式	75,000,000株
	第2種第一回優先株式	281,780,786株
	第3種第一回優先株式	275,000,000株
	第4種優先株式	2,520,000株
	第5種優先株式	4,000,000株
	第6種優先株式	3,000,000株
	合計	1,876,258,477株
公募等による普通株式発行に伴う増加株式数	普通株式	1,237,000,000株
公募等による普通株式発行後の発行済株式総数	普通株式	2,451,957,691株
	丙種第一回優先株式	12,000,000株
	己種第一回優先株式	8,000,000株
	第1種第一回優先株式	75,000,000株
	第2種第一回優先株式	281,780,786株
	第3種第一回優先株式	275,000,000株
	第4種優先株式	2,520,000株
	第5種優先株式	4,000,000株
	第6種優先株式	3,000,000株
	合計	3,113,258,477株

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資により、63,000,000株を上限として、平成23年2月18日に、当社普通株式が追加で発行されることがあります。

3. 調達資金の使途

今回の公募等による普通株式発行に伴う手取概算額合計 518,349,390,000 円について、当該公募等による普通株式発行と同日付で決議された第三者割当による普通株式発行に伴う手取概算額上限 26,408,450,000 円と合わせ、関係当局からの承認を前提として預金保険法に基づく優先株式の取得資金に充当する予定であります。

詳細につきましては、平成23年1月7日に公表いたしました『『新株式発行及び株式売出し』、『その他資本剰余金の増加』並びに『新株式の発行に係る発行登録の取下げ』について』をご参照下さい。

以上

ご注意: この文書は、当社の公募等による新株式発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る発行新株式数並びに減少する資本金の額及び資本準備金の額の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。